

記帳指導要項

1. 目的

小規模事業者が正しい記帳、決算、申告書等に係る知識、及び諸手続き等の実務について習熟するために記帳から申告までの一貫した指導を行うことを目的とする。

2. 内容

(1) 指導内容

事業所得の所得税・消費税の、
月々の記帳の仕方・決算・確定申告の指導を行う。

※個人番号関係事務を含む。

※指導対象外

譲渡所得・農業所得・雑所得のみ・株の配当・相続・贈与・
事業規模でない不動産所得・住宅借入金特別控除(第一回目)

※対象外業種

放送業・教育学習支援業・医療業・社会保険社会福祉介護事業・政治経済文化団体・宗教

(2) 指導方法

①記帳指導(手書きによる帳簿の指導・自主会計ソフトによる指導)

②記帳機械化指導(パソコン会計による指導)

※**月々の帳簿提出及び年間最低3回以上の対面(厳守)**

(3) 指導期間

①記帳指導は2年を限度とする。

ただし、自主記帳が困難と認められる場合は1年に限り延長することができる。

②記帳機械化指導は、2年を限度とする。ただし、期間を定めず、更新することができる。

3. 指導対象者

以下の3項目を満たす者

- (1) 現在税理士等の記帳指導を受けていない小規模事業者※1
- (2) 自主記帳を希望する事業者
- (3) 小規模納税者の範囲に該当する事業者※2.3

※1 小規模事業者の定義(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援にする法律第2条) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の商工業者

※2 小規模納税者の範囲は、税務支援制度ガイドライン(日本税理士会連合会)による小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項(三者協定)に基づき、事業所得・不動産所得及び雑所得で前年所得金額が(専従者控除前または青色特典控除前をいう)400万以下のものとし、当該者が消費税の課税事業者である場合は基準期間の課税売上高が3,000万以下のものとする。

※3 既存のお客様については、2022年度・2023年度は※2の摘要を猶予する。

4. 指導料について

年間65,000円(6月:35,000円、11月:30,000円)

(1) 支払方法

納入方法は口座振替による年2回の分割納入とする。

(2) 振替日

6月20日、11月20日

(ただし金融機関休業日の場合は翌営業日とする。)

(3) 振替不能時の支払いについて

- ① 6月20日に振替できなかった場合は、11月20日に年間指導料の振替を行う。
- ② 11月20日の振替ができなかった場合は、年間指導料を1か月以内に振込みにて納入する。 ※振込手数料は指導対象者負担

5. 指導申込書について

(1) 申込要領

- ①毎年、記帳指導対象者には10月頃申込書を配布。
- ②申込書に事業者名等ご記載の上、毎月の帳簿提出の際に提出を行う。

(2) 提出期限

12月31日まで

6. ご注意点

- (1) 指導料については期中に指導申込を行った場合や期中で指導を打ち切った場合でも年間指導料が必要です。**
- (2) 正当な理由がなく該当月までに帳簿類の提出がない場合、指導は打ち切りさせていただきます。(指導料の返還はありません。)**

※記帳担当者から連絡をしてから1か月以内に提出

7. 連絡先

豊田商工会議所

本所	: 豊田市小坂本町1-25	TEL: 32-4593
上郷支所	: 豊田市上郷町5-3-1	TEL: 21-0019
高岡支所	: 豊田市若林西町西山18	TEL: 52-3047
猿投支所	: 豊田市四郷町東畑70-1	TEL: 45-1212
松平支所	: 豊田市九久平町梁場38-5	TEL: 58-0025